

## 反社会的勢力への対応に関する基本方針

古川農業協同組合  
代表理事組合長 竹中 莞爾

(制定 平成 22 年 9 月 28 日)

古川農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、事業を行うにあたり、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下「政府指針」といいます。)等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

(組織としての対応)

1. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体で対応します。

(外部専門機関との連携)

2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と意思疎通を図り、緊密な連携関係を構築します。

(取引を含めた関係遮断)

3. 当組合は、反社会的勢力に対しては、取引関係も含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(有事における民事と刑事の法的対応)

4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、刑事事件化も躊躇しません。

(裏取引や資金提供の禁止)

5. 当組合は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行いません。

以上

「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。